

社会福祉法人明照協会 役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人明照協会の役員の報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員の報酬額は、以下のとおりとする。なお、役員の報酬は勤務実態に応じて支給するものとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

1 理事長 月額 850,000 円 (年額 10,200,000 円)

(勤務地・勤務日)

第3条 役員の勤務地、勤務日は以下のとおりとする。

1 理事長の勤務地は原則として施設和順荘とし、勤務は常勤とし出勤簿において出勤を確認するものとする。

(勤務内容)

第4条 役員の勤務内容は以下のとおりとする。

- 1 理事長
 - (1) 法人・施設運営の指導統括
 - (2) 法人・施設運営関係書類の審査、決裁
 - (3) 職員会議での助言指導
 - (4) 法人・施設関係行事出席
 - (5) 社会福祉法人関連会議の出席

(法廷控除)

第5条 報酬の支払いに際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。

(附則)

この規程は平成17年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は平成24年4月1日より施行する。